

警報発表時等における対応について

テレビやインターネット等の気象情報や、学校からのメールに注意しましょう



1 登校する以前に「警報」が発表された場合

● I 部

- ① 6：40までに解除された場合
→ 平常通りの授業を行います。
- ② 6：40を過ぎて、8：00までに解除された場合
→ 3・4限（10：30）から授業を開始します。
- ③ 8：00を過ぎて、11：00までに解除された場合
→ 5・6限（13：05）から授業を開始します。
- ④ 11：00を過ぎてても解除されていない場合
→ 当日の授業は中止し、臨時休校とします。

● II 部・III 部

- ① 6：40までに解除された場合
→ 平常通りの授業を行います。
- ② 6：40を過ぎて、8：00までに解除された場合
→ 5・6限（13：05）から授業を開始します。
- ③ 8：00を過ぎて、12：00までに解除された場合
→ 7・8限（15：15）から授業を開始します。
- ④ 12：00を過ぎてても解除されていない場合
→ 当日の授業は中止し、臨時休校とします。

2 警報の地域

- ① 「土岐市・多治見市・瑞浪市」のいずれかに警報の発表があれば、全生徒を対象とします。
- ② 他の市町村（可児市・中津川市・恵那市等）の場合は、警報が発表されている地域に住んでいる生徒、および通学時にその地域を通過する生徒のみを対象とします。

3 警報は発表されていないが、危険が予想される場合

局所豪雨などの気象急変が予想される場合、道路の冠水・河川の増水などで危険な場合、交通機関の停止、自宅に被害がある場合は、無理して登校せず、自宅または安全な場所で待機してください。その際は、必ず学校に連絡してください。

4 下校と帰宅連絡

登校後に警報が発表された場合は、学校待機が原則です。授業終了後も警報が継続している場合は原則解除後に下校となります。この場合は、帰宅後に必ず学校に帰宅連絡（メールアンケートへの回答や電話等）をしてください。